

子育て世帯の新生活を応援します！



最大
90万円

令和8年4月1日以降に
取得された世帯

韮崎市子育て世帯住宅取得支援事業費補助金

新築・建売住宅

夫婦等の年齢が29歳以下の世帯

夫婦等の年齢が39歳以下の世帯

最大 60万

OR

最大 30万

中古住宅・リフォーム費用

夫婦等の年齢が29歳以下の世帯

夫婦等の年齢が39歳以下の世帯

最大 90万

OR

最大 60万

※住宅の取得、リフォーム及び引越費用が対象です
詳しい要件は裏面をご確認ください

【申請窓口】

韮崎市 移住定住促進課 移住定住担当

〒407-8501 山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

☎ 0551-45-9159

(受付時間/平日8時30分～17時15分)

詳細はこちら



< 交付要件 >

次の**すべてに**該当する世帯（申請者名義に限る）

- 令和8年4月1日以降**に**葦崎市に住宅を取得（リフォーム）した世帯**
次の①又は②のいずれかの世帯
 - ① **婚姻後1年3ヶ月以降10年以内**の世帯
「平成28年4月1日から令和7年12月31日まで」に婚姻届を提出し、受理された世帯
※結婚後1年3ヶ月までの世帯は「葦崎市結婚新生活支援事業補助金」をご活用ください。
 - ② 「平成28年4月1日から申請日まで」に葦崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱によりパートナーシップの宣誓をした世帯
- 高校生までの子を養育している（妊娠中を含む）世帯**
- 夫婦等が共に婚姻日又は宣言日における年齢が39歳以下**の世帯
- 世帯の合計所得が500万円未満**の世帯
※奨学金を返済している場合は、所得から所得証明書と同一期間の返済額を控除できます。
- 申請日において夫婦共に葦崎市に住所（住民登録）を有している世帯
- 申請日より5年以上継続して葦崎市に居住する意思がある世帯
- 市税等を滞納しているものがない世帯
- 過去に「葦崎市結婚新生活支援事業補助金」を受給していない世帯
対象外：住宅の取得及びリフォーム費用により補助金を受給した世帯
- 過去に「葦崎市子育て世帯住宅取得支援事業補助金」を受給していない世帯

< 申請書類 >

住居費等を支払った年度の3月31日までに申請

(1) ①～⑥は**すべての申請者**が提出する書類

- ① 交付申請書
- ② 婚姻又は受領証等の交付を受けた後の戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③ 世帯全員の住民票の写し（個人番号は省略）
- ④ 住宅の請負契約書または工事請負書の写し
- ⑤ 住宅の購入費・リフォーム費用・引越費用の支払ったことが分かる書類の写し（領収書等）
- ⑥ 誓約書兼同意書
- ⑦ 最新の世帯全員の所得証明書（※申請時に住民税が他市で課税されている場合に限る）
- ⑧ 市税等を滞納していないことが分かる証明書（納税証明書等）

(2) **下記は該当する場合に必要な書類**

【妊娠中の方】

- 母子手帳の写し

【パートナーシップの宣誓をしている方】

- 受領書等

【貸与型奨学金を返還している場合】

- 年間返済額が分かる書類

【引越費用がある場合】

- 引越費用にかかる領収書の写し（引越業者又は運送業者に支払った費用）

【他の補助金を起用している場合】

- 補助金の額が分かる書類の写し

(3) その他市長が認める書類

※詳しい要件・申請方法の問合せ先



葦崎市移住定住促進課 移住定住担当

☎0551-45-9159

（受付時間）平日8:30～17:15

葦崎市ホームページから

葦崎市子育て世帯住宅取得

検索